

大阪市立まつば小学校いじめ防止基本方針

令和8(2026)年4月

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法 第2条)

2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「豊かな心で明るくたくましい子ども」を育成するために「まつば小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の4点をあげる。

- ① いじめの未然防止についての取組
- ② いじめの早期発見についての取組
- ③ いじめの早期解決についての取組
- ④ いじめ問題に取り組むための校内組織

3. いじめの未然防止についての取組

- ① 学校の教育活動全体を通じ、すべての子どもに「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や、自他を認め互いを尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う取組を推進する。
- ② 子どもたちが、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うとともに、子ども自らがいじめを自分の問題として考え、主体的に話し合う機会をつくることができるように支援する。

- ③ 人権教育を基盤とした教育活動に取り組み、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりに努め、学校全体で、いじめを許さない・見逃さない雰囲気醸成していく。

4. いじめの早期発見についての取組

- ① いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、些細な兆候であってもいじめではないかとの疑いをもって、早い段階から適確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- ② 子どもたちの小さなサインに気付くために、日頃から子どもたちの様子をしっかりと見つめ、信頼関係を築いておく。また、その小さなサインを見抜く力量を教職員が身に着けるよう、研修・研鑽に努める。
- ③ 年間3回、子どもたちへのアンケート（基本的には、6月・11月・2月）を実施する。また、日頃から日記やノート、教育相談等から、子どもたちの様子を注意深く見つめる。このような様々な方法で、子どもたちの実態把握に努める。
- ④ 地域や家庭と連携し、子どもがいじめを訴えやすい環境を整えるとともに、地域や家庭から、いじめ等に関する情報を得やすい関係を築いておく。

5. いじめの早期解決についての取組

- ① いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下すべての教職員が対応を協議し、適確な役割分担をして問題の解決にあたる。
- ② 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている子どもの身の安全を最優先に考え、いじめている側の子どもに対しては、毅然とした態度で指導にあたる。また、傍観者の立場にいる子どもたちにも、いじめているのと同様であるということ指導する。
- ③ 学校内だけでなく、地域や家庭、専門機関と協力して解決にあたる。特にいじめられている子どもの心の傷を癒すために、スクールカウンセラー等と連携を取りながら、指導にあたっていく。

6. いじめ問題に取り組むための校内組織

ア 学校内の組織

ア. 「児童理解研修会」及び「2部会（生活指導部・特別支援教育部）」

毎月1回全教職員で、子どもたちの現状や指導についての情報交換を行い、指導等についての共通理解を図ったり、協力体制を検討したりする。

イ. 「いじめ防止対策委員会」

学校長を委員長としていじめ防止に関する措置を実行的に行うため、管理職、教務主任、人権教育主担、外国人教育主担、生活指導部長、保健主事、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、当該学級担任等によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

また、当該組織は、基本方針の見直しや、学校で定めた取組が計画通り進んでいるかどうかのチェック、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じて計画の見直しなど、P D C Aサイクルで検証を担う。

② 保護者や地域・関連機関との連携

ア. 学校ホームページや学年だより、家庭訪問などで、いじめ問題の重要性の認識を広めるとともに、保護者や地域との連携協力を図る。

イ. 学校協議会の場でいじめについての話題を取り上げ、学校だけでなく、保護者や地域が一体となっていじめ問題に取り組んでいけるよう、協力を求める。

7. 重大事案への対処

① 重大事態の定義

ア. いじめにより、子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

イ. いじめにより、子どもが相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合

ウ. 子どもや保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申し立てがあった場合

② 重大事態への対処

- 重大事態が発生した旨を、教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた子ども・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

* いじめ発見の際の流れ *

